

(5) 管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																																
政策企画部 戦略事業室 事業推進課 空港・広域インフラ課 特区推進課	<p>管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが、12名19件あった。</p> <table border="1" data-bbox="617 577 1656 1774"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>内閣府</td><td>平成26年4月23日</td><td>29,240円</td><td>平成26年6月2日</td></tr> <tr><td>国会議員事務所、外</td><td>平成26年5月15日</td><td>29,970円</td><td>平成26年7月1日</td></tr> <tr><td>厚労省、外</td><td>平成26年5月22日</td><td>29,240円</td><td>平成26年7月4日</td></tr> <tr><td>内閣府</td><td>平成26年6月13日</td><td>29,240円</td><td>平成26年8月15日</td></tr> <tr><td>三重県津市</td><td>平成26年7月2日</td><td>6,240円</td><td>平成26年8月15日</td></tr> <tr><td>内閣府、外</td><td>平成26年7月9日</td><td>29,410円</td><td>平成26年8月15日</td></tr> <tr><td>神奈川県期成同盟会</td><td>平成26年7月30日</td><td>28,640円</td><td>平成26年10月8日</td></tr> <tr><td>内閣府</td><td>平成26年8月20日</td><td>29,640円</td><td>平成26年9月30日</td></tr> <tr><td>川崎医科大学</td><td>平成26年11月4日</td><td>12,960円</td><td>平成27年1月7日</td></tr> <tr><td>国交省、外</td><td>平成26年11月11日</td><td>30,950円</td><td>平成27年1月14日</td></tr> <tr><td>都市センターホテル、外</td><td>平成26年12月17日から同月18日</td><td>38,690円</td><td>平成27年2月3日</td></tr> <tr><td>都市センターホテル、外</td><td>平成26年12月17日から同月18日</td><td>29,680円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> <tr><td>内閣府、外</td><td>平成26年12月18日</td><td>27,220円</td><td>平成27年2月25日</td></tr> <tr><td>関西大学東京センター</td><td>平成27年1月10日</td><td>30,160円</td><td>平成27年2月27日</td></tr> <tr><td>国交省</td><td>平成27年1月15日</td><td>29,240円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> <tr><td>コメルツ銀行、外</td><td>平成27年1月22日</td><td>29,010円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> <tr><td>衆議院、外</td><td>平成27年2月6日</td><td>29,240円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> <tr><td>同上</td><td>平成27年2月6日</td><td>29,800円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> <tr><td>同上</td><td>平成27年2月12日から同月13日</td><td>29,950円</td><td>平成27年3月25日</td></tr> </tbody> </table>	出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日	内閣府	平成26年4月23日	29,240円	平成26年6月2日	国会議員事務所、外	平成26年5月15日	29,970円	平成26年7月1日	厚労省、外	平成26年5月22日	29,240円	平成26年7月4日	内閣府	平成26年6月13日	29,240円	平成26年8月15日	三重県津市	平成26年7月2日	6,240円	平成26年8月15日	内閣府、外	平成26年7月9日	29,410円	平成26年8月15日	神奈川県期成同盟会	平成26年7月30日	28,640円	平成26年10月8日	内閣府	平成26年8月20日	29,640円	平成26年9月30日	川崎医科大学	平成26年11月4日	12,960円	平成27年1月7日	国交省、外	平成26年11月11日	30,950円	平成27年1月14日	都市センターホテル、外	平成26年12月17日から同月18日	38,690円	平成27年2月3日	都市センターホテル、外	平成26年12月17日から同月18日	29,680円	平成27年3月25日	内閣府、外	平成26年12月18日	27,220円	平成27年2月25日	関西大学東京センター	平成27年1月10日	30,160円	平成27年2月27日	国交省	平成27年1月15日	29,240円	平成27年3月25日	コメルツ銀行、外	平成27年1月22日	29,010円	平成27年3月25日	衆議院、外	平成27年2月6日	29,240円	平成27年3月25日	同上	平成27年2月6日	29,800円	平成27年3月25日	同上	平成27年2月12日から同月13日	29,950円	平成27年3月25日	<p>概算払を受けた旅費の精算手続について、大阪府財務規則の規定に従って行うよう、全職員に徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>                      (概算払)                      第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。                      (1) 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (概算払の精算)                      第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>監査結果の報告及び概算払を受けた旅費の精算手続に係る関係法令の遵守について、所属職員に対して、周知徹底を図った。                      今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日																																																																																
内閣府	平成26年4月23日	29,240円	平成26年6月2日																																																																																
国会議員事務所、外	平成26年5月15日	29,970円	平成26年7月1日																																																																																
厚労省、外	平成26年5月22日	29,240円	平成26年7月4日																																																																																
内閣府	平成26年6月13日	29,240円	平成26年8月15日																																																																																
三重県津市	平成26年7月2日	6,240円	平成26年8月15日																																																																																
内閣府、外	平成26年7月9日	29,410円	平成26年8月15日																																																																																
神奈川県期成同盟会	平成26年7月30日	28,640円	平成26年10月8日																																																																																
内閣府	平成26年8月20日	29,640円	平成26年9月30日																																																																																
川崎医科大学	平成26年11月4日	12,960円	平成27年1月7日																																																																																
国交省、外	平成26年11月11日	30,950円	平成27年1月14日																																																																																
都市センターホテル、外	平成26年12月17日から同月18日	38,690円	平成27年2月3日																																																																																
都市センターホテル、外	平成26年12月17日から同月18日	29,680円	平成27年3月25日																																																																																
内閣府、外	平成26年12月18日	27,220円	平成27年2月25日																																																																																
関西大学東京センター	平成27年1月10日	30,160円	平成27年2月27日																																																																																
国交省	平成27年1月15日	29,240円	平成27年3月25日																																																																																
コメルツ銀行、外	平成27年1月22日	29,010円	平成27年3月25日																																																																																
衆議院、外	平成27年2月6日	29,240円	平成27年3月25日																																																																																
同上	平成27年2月6日	29,800円	平成27年3月25日																																																																																
同上	平成27年2月12日から同月13日	29,950円	平成27年3月25日																																																																																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月23日から同年7月9日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課	<p>管外出張旅費の算定において、J R特急料金の区分を、通常期にもかかわらず繁忙期の額で算定したために、過払いとなっているものがあった。            また、当該管外出張では、精算手続が遅延していた。</p> <table border="1" data-bbox="543 575 1703 688"> <thead> <tr> <th>旅行日</th> <th>正規支給額</th> <th>既支給額</th> <th>過払額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年10月31日</td> <td>29,420円</td> <td>29,820円</td> <td>400円</td> <td>平成26年12月9日</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	正規支給額	既支給額	過払額	精算日	平成26年10月31日	29,420円	29,820円	400円	平成26年12月9日	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>            (概算払)            第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。            (1) 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (概算払の精算)            第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>過払いとなった旅費については、平成27年6月12日付けで戻入手続を行い、平成27年6月15日付けで納付を確認した。</p> <p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行い、管外旅行については出張終了後、速やかに旅行の実態に合った内容で精算手続きを行うよう周知徹底した。</p>
旅行日	正規支給額	既支給額	過払額	精算日									
平成26年10月31日	29,420円	29,820円	400円	平成26年12月9日									

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 雇用推進室 労政課	概算払いを行った旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが12件あった。					概算払のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われない。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	室内職員に対し、監査結果とともに、概算払のルール及び再発防止を周知・徹底した。 また、経費支出伺いを行う管理グループにおいて、管外出張リストを作成し、精算期日についての確認を行うこととした。
	出張内容（用務先）	旅行日	旅費 (精算額)	精算書の起票日			
	1 あいりん労働福祉センター他	平成26年4月15日から同年4月16日	3,600円	平成26年5月20日			
	2 あいりん労働福祉センター他	平成26年4月15日から同年4月16日	3,920円	平成26年5月20日			
	3 あいりん労働福祉センター他	平成26年4月15日から同年4月16日	4,000円	平成26年5月20日			
	4 あいりん労働福祉センター他	平成26年4月15日から同年4月16日	4,200円	平成26年5月20日			
	5 あいりん労働福祉センター他	平成26年4月15日から同年4月16日	3,920円	平成26年5月20日			
	6 あいりん労働福祉センター他	平成26年4月15日から同年4月16日	3,720円	平成26年5月20日			
	7 あいりん労働福祉センター他	平成26年4月15日から同年4月16日	3,720円	平成26年5月20日			
	8 あいりん労働福祉センター他	平成26年4月15日から同年4月16日	4,200円	平成26年5月20日			
	9 あいりん労働福祉センター他	平成26年4月15日から同年4月16日	3,400円	平成26年5月20日			
	10 立命館大学（草津）	平成26年6月26日	3,250円	平成26年8月12日			
	11 ハローワーク 浦和 ホテルブリランテ武蔵 ものづくり大学 厚生労働省	平成26年9月8日から同年9月9日	38,620円	平成26年10月28日			
12 ハローワーク 浦和 ホテルブリランテ武蔵 ものづくり大学	平成26年9月8日から同年9月9日	38,800円	平成26年10月28日				

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月15日から同年7月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
都市整備部 都市整備総務課	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="557 577 1668 831"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成26年4月4日</td> <td>30,200円</td> <td>平成26年6月30日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成26年4月4日</td> <td>29,640円</td> <td>平成26年6月30日</td> </tr> <tr> <td>岩手県庁ほか</td> <td>平成26年6月16日 から同月17日まで</td> <td>72,700円</td> <td>平成26年7月24日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	東京都	平成26年4月4日	30,200円	平成26年6月30日	東京都	平成26年4月4日	29,640円	平成26年6月30日	岩手県庁ほか	平成26年6月16日 から同月17日まで	72,700円	平成26年7月24日	<p>旅費の精算事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>            (概算払)            第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。            (1) 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (概算払の精算)            第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所属職員に対して、旅費の精算手続は、旅費の確定後30日以内に行うよう注意喚起するとともに、旅費に関する事務処理について周知徹底を図った。            今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																
東京都	平成26年4月4日	30,200円	平成26年6月30日																
東京都	平成26年4月4日	29,640円	平成26年6月30日																
岩手県庁ほか	平成26年6月16日 から同月17日まで	72,700円	平成26年7月24日																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月2日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																												
都市整備部 交通道路室	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払いを受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが6件あった。</p> <table border="1" data-bbox="519 577 1730 955"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県大津市</td> <td>平成26年5月21日</td> <td>2,290円</td> <td>平成26年6月25日</td> </tr> <tr> <td>和歌山県橋本市</td> <td>平成26年9月4日</td> <td>3,200円</td> <td>平成26年10月7日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県県民センター</td> <td>平成26年11月12日</td> <td>7,760円</td> <td>平成26年12月17日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県庁</td> <td>平成26年11月13日</td> <td>1,700円</td> <td>平成26年12月17日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県三田市</td> <td>平成26年11月6日</td> <td>1,880円</td> <td>平成26年12月17日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県加古川市</td> <td>平成26年11月4日</td> <td>5,640円</td> <td>平成26年12月17日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	滋賀県大津市	平成26年5月21日	2,290円	平成26年6月25日	和歌山県橋本市	平成26年9月4日	3,200円	平成26年10月7日	滋賀県県民センター	平成26年11月12日	7,760円	平成26年12月17日	滋賀県庁	平成26年11月13日	1,700円	平成26年12月17日	兵庫県三田市	平成26年11月6日	1,880円	平成26年12月17日	兵庫県加古川市	平成26年11月4日	5,640円	平成26年12月17日	<p>旅費の精算事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】            (概算払)            第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。            (1) 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】            (概算払の精算)            第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>所属職員に対して、旅費の精算手続は、旅費の確定後30日以内に行うよう注意喚起するとともに、旅費に関する事務処理について周知徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																												
滋賀県大津市	平成26年5月21日	2,290円	平成26年6月25日																												
和歌山県橋本市	平成26年9月4日	3,200円	平成26年10月7日																												
滋賀県県民センター	平成26年11月12日	7,760円	平成26年12月17日																												
滋賀県庁	平成26年11月13日	1,700円	平成26年12月17日																												
兵庫県三田市	平成26年11月6日	1,880円	平成26年12月17日																												
兵庫県加古川市	平成26年11月4日	5,640円	平成26年12月17日																												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月2日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
教育委員会事務局 人権教育企画課	<p>管外出張旅費の算定におけるJR特急料金の区分について、復路は通常期にもかかわらず、閑散期の額で算定したために、支給不足となっているものがあった。</p> <table border="0" data-bbox="647 615 1062 730"> <tr> <td>特急料金（通常期）</td> <td>5,370円</td> </tr> <tr> <td>特急料金（閑散期）</td> <td>5,170円</td> </tr> <tr> <td>支給不足額</td> <td>200円</td> </tr> </table>	特急料金（通常期）	5,370円	特急料金（閑散期）	5,170円	支給不足額	200円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>支給不足となった200円については、職員への説明を行うとともに、平成27年8月12日付けで追給処理を行った。</p> <p>今後は、旅費入力について、繁忙・閑散期は特に留意して確認作業を行い、再発の防止に努める。</p>
特急料金（通常期）	5,370円								
特急料金（閑散期）	5,170円								
支給不足額	200円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月24日から同年7月28日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
高石高等学校	<p>管外旅費について、旅費の確定後30日以内に精算が行われていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="439 1199 1460 1283"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校外学習下見</td> <td>平成26年4月12日</td> <td>5,200円</td> <td>平成26年7月29日</td> </tr> </tbody> </table> <p>概算払の額と精算額が一致しており、過払いや支給不足は発生していなかった。</p>	出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日	校外学習下見	平成26年4月12日	5,200円	平成26年7月29日	<p>概算払いを受けた旅費の精算の必要性や手続について、教職員の理解を深められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>            （概算払）            第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。            （1）旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            （概算払の精算）            第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>旅費概算払と精算の事務処理について、事務職員でミーティングを行い、今後は精算が遅滞することのないよう方法等を検討し、職員会議において配布した。教職員全員に対し、十分な注意をもって当たるよう周知・指導し、協力を求めていくこととした。</p>
出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日								
校外学習下見	平成26年4月12日	5,200円	平成26年7月29日								

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年5月22日）